

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

第12条 教育課程及び授業時数は、別に定める。

- 2 別に定める授業時数の1単位時間は50分（連続した実習の場合は60分）とし、卒業までに履修させる総授業時数は、2000単位時間以上とする。
- 3 国際航空ビジネス科エアライン・留学コースについては、国際航空ビジネス科の1学年の単位を取得したのち、2学年目に学校が指定する海外留学先にて語学研修を受講、3学年目に国際航空ビジネス科の授業時間を履修する。

第13条 学生が、教育指導計画にしたがって授業科目を履修し、その成果が満足できると認められるときは、各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

- 2 卒業を認定した者に対して、学長は卒業証書を授与する。
- 3 本校を卒業した者は「専門士」を称することができる。

第12章 単位の履修と成績の評価について

第82条 各学科の履修方法は学則の定めるところによる。

第83条 開設する授業科目及び単位数は、教養科目、専門科目及び特別教育活動を合計し、25単位以上をもって学長がこれを定める。

第84条 定期試験は各学期毎に期末試験（整備科1年次は中間試験を含む）を行うものとし、全科目について一斉に実施することを原則とする。

第85条 試験中は身分証明書を常時掲示すると共に、物品の貸借、筆記用具及び許可した物以外は持ち込むことを一切禁止する。

第86条 時間終了前に退席する場合には、30分以上を経過していることを要する。

第87条 遅刻者については、理由の如何に拘らず受験を認めないことがある。

第88条 不正行為については、発見しだい退席させ、以後の科目の受験をさせないとともに、その定期試験の全科目を0点とする。

第89条 正当な理由により試験を欠席した者は、本人の申し出により二週間以内に追試験を行う。追試験の受験料は有料とする。（ただし、下記の1の項目を除く）

正当な理由とは次のものをいう。

1. 公欠、忌引によるもの
2. 病気、事故によるもの（診断書・証明書を要す）
3. その他やむを得ないと学長が認めたもの

第90条 各種の試験（期末、随時）の成績は、100点法を用いて採点し、これを素点とし、その評価に当たっては出席状況、態度、技能、レポート、研究物などを総合して評価を行うものとする。

第91条 次の表により評価する。

100点評価	0～49点	50～59点	60～79点	80～100点
4段階評価	不可	可	良	優

第92条 追試験の成績は次の規定による。

1. 公欠・忌引による場合は得点の10割とする。
2. 病気・事故の場合は得点の8割とする。
3. その他の場合は8割以下とする。
4. 正当な理由により追試験の受験も不能となった者は、2に準じて見込点を与える。

第93条 次のいずれかの項目に該当する場合には単位の認定が行われない。

1. 評価「不可」のもの。
2. 理由の如何を問わず、欠課時数が実授業数の20%（航空整備科、一等航空運航整備士コース・二等航空整備士コース・二等航空運航整備士コース・1年次共通学科教育は10%）を超えるもの。

第94条 卒業に必要な単位数は、本校において課する全単位とする。

第95条 卒業に当たり単位未修得者は、卒業を延期する。この場合、次の規定によって卒業を認定する。

1. 3月中に実施する追認試験に合格した者は当該年度の卒業を認める。
2. これができない者で向後1ヶ年以内に行う追認試験に合格した者は、翌年3月卒業を認定する。

第96条 追認試験合格者の評価は「可」とする。

第97条 定期試験評価が通年又は各学期末で「不可」の者には、追認試験を実施することを原則とする。但し、学期毎に授業を行う教科は当該学期末で評価し、通年で授業を行なう教科は後期定期試験終了後評価するものとする。又、追認試験の受験、補習授業などは有料とする。

第98条 各学年末において、次のいずれかの項目に該当する場合には原級留置きとする。

1. 単位未修得科目の累計が年間修得科目の30%以上の場合。
2. 未修得単位の累計が年間修得単位の30%以上の場合。
3. その他学長が必要と認めた場合。

第99条 原級留置き決定者の当該学年の修得単位は、全て認めるものとする。